

公

示

九州運輸局長
令和7年10月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年10月31日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-184 ~198	久留米西鉄タクシー株式会社 旭タクシー株式会社 久留米タクシー株式会社 久留米報国自動車有限会社 川島交通自動車株式会社 壽タクシー有限会社 富士タクシー有限会社 丸三タクシー株式会社 西日本観光タクシー有限会社 有限会社つばめタクシー 中央交通有限会社 吉川タクシー有限会社 安全タクシー株式会社 つばめ交通有限会社 久留米第一交通株式会社	○イベント定額運賃の変更 ・JR久留米駅～久留米つばき園 普通車 4,400円 ・西鉄久留米駅～久留米つばき園 普通車 3,700円	久留米市	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和7年10月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年10月31日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-199	伊藤 雅彦	○遠距離割引の廃止 普通車： 9,000円を超える部分につき1割引	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-200 7-201	中村 公俊 武下 浩弓	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局